

監查指導課

Ⅶ 監査指導課の業務概要

平成16年4月組織改正により、県内5か所（習志野、松戸、印旛、山武及び君津）の健康福祉センターに監査指導課が設置され、社会福祉法人及び社会福祉施設等（以下「社会福祉法人等」という。）の指導監査等業務を実施している。

1 指導監査等業務の概要

- (1) 社会福祉事業を営む社会福祉法人の運営管理及び会計管理についての指導監査
- (2) 社会福祉施設等（保護施設、特別養護老人ホーム等の老人福祉施設、保育所等の児童福祉施設、幼保連携型認定こども園、障害者支援施設）の運営管理、入居者処遇及び会計管理についての指導監査
- (3) 認可外保育施設の立入調査及び有料老人ホーム（有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅を含む。）の立入検査
- (4) 介護保険指定事業所、指定障害福祉サービス事業所、指定障害児通所支援事業所等の実地指導

2 山武健康福祉センター監査指導課の所管区域

- (1) 山武健康福祉センター管内
東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、芝山町、横芝光町
- (2) 長生健康福祉センター管内
茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町
- (3) 夷隅健康福祉センター管内
勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町

3 指導監査等の実施状況等

(1) 指導監査等の実施状況

社会福祉法人及び社会福祉施設等の指導監査は、社会福祉法等の関係法令及び県の「社会福祉法人及び社会福祉施設指導監査要綱」等に基づき、社会福祉法人及び社会福祉施設等の適正かつ円滑な運営の確保を図るため、計画的に実施している。

令和元年度の監査等の実施数は508、前年度比19.6%の減であり、主に実施基準の改正により、介護保険関係の事業所の指導監査の回数が4年に1回以上から5年に1回以上とされたことに伴い、当年度の計画数が減少したことによるものである。

(2) 主な指摘事項

令和元年度の主な指摘事項は以下のとおりである。

- ・法人に対する主な指摘事項は、理事・監事・評議員の会議への出席、理事・監事の報酬等支給基準の作成とその公表、財産目録・計算書類・附属明細書類の一致、経理規程の遵守、理事会の決議事項、理事会の招集通知に関する事項である。
- ・社会福祉施設の主な指摘事項は、身体拘束の廃止、資格職員の配置、運営規程の整備に関する事項である。
- ・介護保険指定事業所の主な指摘事項は、訪問介護計画の作成、人員基準、契約書の作成に関する事項である。
- ・障害福祉サービス事業所の主な指摘事項は、人員基準、設備基準、個別支援計画の作成に関する事項である。
- ・有料老人ホームの主な指摘事項は、規模及び構造設備、重要事項説明書の整備、金銭管理規程の制定、身体拘束の廃止、利用契約の締結に関する事項である。

表1 社会福祉法人等の指導監査実施状況

種別		区分	令和元年度						
			法人・施設数 A	計画数 B	計画率 (%) B/A	実施数 D	うち、実地 監査・指導	実施率 (%) D/B	
社会福祉法人等	社会福祉法人		42	26	61.9	25	25	96.2	
	1 社会福祉協議会		11	4	36.4	4	4	100	
	2 施設を運営するもの		27	19	70.4	18	18	94.7	
	第一種経営		21	17	81.0	16	16	94.1	
	第二種経営		6	2	33.3	2	2	100	
	3 施設を運営しないもの		4	3	75.0	3	3	100	
	児童福祉行政（市町村）		17	17	100	17	15	100	
	計		59	43	72.9	42	40	97.7	
社会福祉施設等	社会福祉施設（第一種）		82	54	65.9	51	51	94.4	
	1 保護施設		1	1	100	1	1	100	
	2 老人福祉施設		66	38	57.6	35	35	92.1	
	3 児童福祉施設		6	6	100	6	6	100	
	内 訳	障害児入所施設		1	1	100	1	1	100
		児童自立支援施設		—	—	—	—	—	—
		乳児院		2	2	100	2	2	100
		児童養護施設		3	3	100	3	3	100
		母子生活支援施設		—	—	—	—	—	—
		児童心理治療施設（情緒障害児短期治療施設）		—	—	—	—	—	—
	4 婦人保護施設		—	—	—	—	—	—	
	5 障害者支援施設		9	9	100	9	9	100	
	社会福祉施設（第二種）		1,263	492	39.0	415	387	84.3	
	1 保育所		68	68	100	68	43	100	
	2 幼保連携型認定こども園		9	9	100	9	6	100	
	3 認可外保育施設		35	35	100	13	13	37.1	
	4 有料老人ホーム		66	38	57.6	37	37	97.4	
	うちサービス付高齢者向け住宅		14	7	50.0	7	7	100	
	5 介護保険指定事業所		689	168	24.4	157	157	93.5	
	6 指定障害福祉サービス事業所		321	154	48.0	116	116	75.3	
	7 指定障害児通所支援事業所		55	14	25.5	11	11	78.6	
8 指定児童発達支援センター		—	—	—	—	—	—		
9 指定一般相談支援事業所		20	6	30.0	4	4	66.7		
	計		1,345	546	40.6	466	438	85.3	
	合計		1,404	589	42.0	508	478	86.2	

※第一種経営とは、主として第一種社会福祉事業を運営するもの。

※第二種経営とは、主として第二種社会福祉事業を運営するもの。

※実施数と「うち、実地監査・指導」との差は、「書面監査・指導」である。